四日市市立港中学校部活動指導方針

１　部活動に関する基本的な考え方

（１）部活動の意義

心身ともに大きく成長する中学生期において、興味・関心のあるスポーツや文化的活動で、仲間とともに一つの目標に向かって取り組むことのできる部活動は、非常に教育的効果の高い活動です。さらに、大会やコンクール等に向けて努力することは、困難に打ち勝とうとする強い精神力を養ったり、心・技・体を向上させたりするなど、部活動が担う役割は大きいものです。

また、異学年が目指す目標を一つにして集団を形成し取り組む部活動は、仲間づくりの視点からも効果的であり、コミュニケーション力の育成にも大きな役割を果たすといえます。

このように、部活動の果たす役割は大きく、中学校における学校教育活動に欠かすことのできないものとなっています。

（２）部活動の位置づけ

中学校の部活動は、中学校学習指導要領において、以下のように位置付けられています。

〇中学校学習指導要領（平成２９年３月公示）【抜粋】

第１章　総則　　第５　学校運営上の留意事項

１　教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ　教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に，生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第２章　各教科　第７節　保健体育　第３　指導計画の作成と内容の取扱い

２　第２の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする

⑹第１章総則の第１の２の⑶に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

部活動は教育課程外の活動ではあるものの、その教育的効果から、教育課程との関連を図り取り組むことが求められている。

（３）学校教育目標

「心豊かにして自主的、主体的に行動し、互いに高め合う生徒の育成」

（４）部活動目標・活動方針

本校においては、全員加入制により、すべての生徒に様々な経験ができる機会がもてるようにし、より効果的な教育成果が得られるよう、各担当者が工夫しながら積極的に活動するものとしています。したがって、どの部においても、その部特有の知識や技術を修得することや、競技会などで好成績をおさめることだけでなく、日々の活動の中で自己を高め、ともに支え合える仲間作りなどにも視点を当てた活動を実施するものとします。また、生徒がより一層主体的・自主的に活動を創造・運営できる集団へと高めていくことも、めざしていきます。そして、それぞれの部活動で培った力を、学級・学校活動などにも発揮し、活気・個性のある学校作りに寄与できるように指導していくことをめざすものとします。

２　具体的な指導

（１）部活動計画の作成

顧問は、部活動の年間活動計画及び月間活動計画を作成し、生徒や保護者に提示します。

①　年間活動計画の作成

・　年間を見通してどの時期にどのような活動を行うかを明確にし、管理職に提出して承認を受けるとともに、生徒・保護者に提示します。管理職への提出及び、生徒・保護者への提示は４月中に行います。

・　参加する大会やコンクール等は、教育的意義を尊重しつつ生徒及び部活動顧問の健康面を配慮して、年間を通して精査し、参加することとします。

②　月間活動計画の作成

・　年度当初に提示した年間活動計画をもとに月間活動計画を作成し、管理職に提出して承認を受け、生徒・保護者に提示します。管理職への提出及び生徒・保護者への提示は前月中に行います。

（２）休養日・活動時間の設定

休養日及び活動時間については、生徒及び教員の健康面を配慮し、以下の通り実施するものとします。

【休養日】１週間のうち、少なくとも２日を休養日とする。うち、１日は土日休日に設定をする。

①　平日の休養日について

・平日に設ける休養日については、学校で定めた部活動停止日（職員会議、校内研修会等）と兼ねることができる。ただし、定期テスト前の部活動停止期間のまとめ取りによる設定は認めない。（確実に週２日間の休養を取らせる）

・活動場所の関係から、部活動単位で決定することとする。

・休養日は計画的に設定するが、屋外で活動する部活動が雨天のため、急きょその日を休養日に変更することはやむを得ないものとする。

② 土日の休養日について

・大会やコンクール等の前週の土日の活動については、生徒及び教員の健康面を十分配慮した上で、実施することを可とする。ただし、管理職の承認を得るとともに、大会やコンクール等終了後に代替休養日を設けること。

・３日以上の休日が連続する場合は、２日に対して１日の休養日を設定すること。

③ 長期休業中の休養日について

・１週間のうち、２日を休養日とする。

【活動時間】※活動時間とは、準備や後片付けの時間を除いた、実際に練習や活動をしている時間のことを意味します。

① 平日の活動時間について

・放課後の練習は、原則２時間以内とする。やむを得ず活動時間が２時間を超える場合は、管理職の承認を得ること。ただし、実施においては、生徒及び教員の健康面を十分配慮すること。

・朝練習を実施する場合は、説明会や文書等において、その意義や効果等を保護者に説明し、十分な理解を得ること。練習開始時間は、７時３０分以降とする。

② 週休日及び休日（長期休業期間を含む）

・原則、４時間以内とする。

・活動内容（大会・練習試合・コンクールへの参加など）により、活動時間が４時間を超える場合は、平日放課後と同様の対応とする。

○終了時刻 ※以下の時間を最大とします。ただし、気象状況や日没等を考慮し変更することもあります。（大会においてはこの規定を適用しない。）

☆平 日 （月曜日は 16:50 ・完全下校 17:05）

４月から総体予選まで	１８：００	（完全下校：18:15）
９月から新人大会まで	１７：３０	（完全下校：17:45）
新人大会から１月２０日まで	１６：３０	（完全下校：16:45）
１月２１日～１月３１日まで	１６：４５	（完全下校：17:00）
２月	１７：００	（完全下校：17:15）
３月	１７：３０	（完全下校：17:45）

○昼休みの部活動の活動はしません。（体育館や図書館開放利用の促進のため）

○休日、長期休業中の終了は、各月の部活動時間に準じます。

○午前日課の日は原則各月の部活動時間に準じますが、別に終了時刻を定めることもあります。

○放課後練習は、顧問が付き添って実施し、上記の時間内で行います。

○早朝練習は、顧問が付き添って実施し、７：３０～８：１０まで認められています。

○特別延長活動

学校行事や各種大会（社会体育の大会など）により延長や実施が必要な場合（テスト期間など）は、管理職の承認のもと、保護者の同意を得て実施することができます。最大３０分を限度として延長を認めます。

○活動停止期間

・中間テストの土日を含めて５日前よりテスト終了まで。
・学期末・学年末テスト１週間前よりテスト終了まで。
・実力テスト・宿題テストの当日の朝。
・部活動の運営に支障をきたす場合。

※その他、円滑な活動が困難な場合や下校時刻が守られない場合は、顧問会議または職員会議で協議し、活動の停止措置を取ることもあります。

（３）事故防止と安全管理

① 適切な休憩時間の設定

オーバーワークにならないよう、適宜休憩時間を確保するなどし、生徒の健康面に配慮した活動の計画的な実施に努めます。少なくとも１時間に１回以上の休憩時間を設けます。

② 活動スペースの確保

活動中の事故未然防止に向け、活動スペースを十分確保し、危険な行動をとることがないよう、指導を徹底します。

③ 施設・用具等の点検

活動場所や施設、用具等の安全点検を毎月１回実施します。使用頻度の高い施設や用具については、毎月複数回点検を実施することとします。

④ 事故発生の場合

万が一事故が発生した場合は、救急車を要請するなど、生徒の人命を最優先した対応を取ります。

（４）保護者・地域との連携

① 部活動の方針や活動日程などを年度当初に丁寧に説明し、理解が得られるよう努めます。
② 学校ホームページや部活動便り等を有効活用し、部活動の様子を定期的に保護者に発信し、理解を得る工夫をします。
③ 部活動を運営する上で、経費の必要性が生じた場合は、事前に保護者に文書等を配付するなどして理解を得ます。
④ 対外的な活動（練習試合、大会、コンクール等）については、保護者への応援依頼を積極的に行います。
⑤ 活動中に生徒に問題が発生した場合、家庭訪問等により丁寧に説明をし、問題解決に努めます。。
⑥ 活動中の怪我については、軽いと考えられる怪我でも、家庭訪問等により丁寧に説明をします。

⑦　部活動を持続可能なものとするため、学校や地域の実態に応じて各種団体と連携を図り、部活動に取り組むこととします。また、地域との連携を図った部活動の実施について、保護者に理解と協力を促すよう努めます。

（５）合同チームの取り組み

①　自校だけでチームとして、対外試合等に参加できない場合は、他校と合同チームを組み、活動することができます。ただし、その場合は、管理職の承認のもと、中体連の規則に基づいて行います。

②　他校と合同チームを組む場合は、日常における活動日及び活動場所を顧問間で調整し、決定については管理職の承認を得ることとします。

③　他校と合同チームを組む場合は、部員や保護者の思いを確認し、理解を得るよう努めます。

④　合同チームを組む場合は、大会やコンクール等への出場について、その可否を事前に主催者に確認します。

⑤　合同チームが自校を離れて活動を行う場合、移動中の事故等に十分注意します。万が一事故があった場合は、保護者への連絡や救急車の要請など、適切な対応を取ります。

３　その他の留意事項

１．設置部活動（活動場所）

野球	（グラウンド）	バレーボール（女子）	（体育館）
バスケットボール（男子）	（体育館）	バスケットボール（女子）	（体育館）
ソフトテニス(男子)	（テニスコート）	ソフトテニス(女子)	（テニスコート）
生活文化	（被服室）	美術	（特別活動室）
吹奏楽	（視聴覚室など）	校外活動	

※校外活動部とは、本校以外のクラブチームや習い事に所属しているため、継続して本校部活動に参加できない生徒を対象にしたものとします。他団体に所属している生徒全員が校外活動部に入らなければいけないわけではありません。上記部活動と兼ねて所属することも可能です。その際は顧問と密に連携をはかることとします。

２．対外試合時の生徒引率

・ 中体連の大会は必ず教員が引率をします。（夏の大会・新人戦）
・ その他の大会など近辺の学校・施設であれば現地集合も可ですが、顧問の指導のもと 交通安全に気をつけることとします。
・ 自転車を利用する場合は、必ずヘルメットを着用してください。（荷台の活用を推奨します。）

３．運営費

備品費、消耗品費、大会参加費、登録費、参加旅費、ユニフォーム、補助費は、別途定める運営規定に従って各部で計画し、執行します。

やむを得ず活動費を徴収する場合は、管理職の承認のもと、適切に会計処理を行います。

４．部活動入部手続き

全員がいずれかの部に入部します。原則として、入学当初に入部手続きを行った後は、三年間変更しないことが望ましいです。ただし、担任との話し合いをもって変更した方がよいと判断された場合は、年度途中の変更を一回に限り認めます。その場合、担任を窓口にして、新旧の部顧問に連絡し、その後全職員の了解をもって承認されたこととします。

２，３年生の年度当初の変更については、担任との話し合い後、担任を窓口にして、新旧の部活動顧問に連絡し、両者の許可をもって承認となります。部活動の変更の際には、変更届けを記入後、変更後の顧問に提出し、受理されて手続き完了となります。

５．その他

〇活動時の服装

＜平日＞

- ユニフォーム、ユニフォームに準ずるもの
- 学校指定のジャージ、体操服、制服
- ワンポイント白色Ｔシャツ
- クラブで統一して購入したＴシャツ（バスケ部男→籠球 T）

※冬季のみ学校指定のウインドブレーカー可

＜休日・対外試合＞

- 平日と同じ服装　※登下校時も同様。

〇午前日課の場合の昼食場所

- 各部ごとに指定します。顧問の責任で使用・戸締まりを行います。

〇自転車使用許可

- 休日、長期休業中は認めます。次の３箇所に整頓してとめること。

（※土曜活動等で全校生徒が同時刻に登校する場合、安全面や駐輪場所を考慮して原則徒歩通学とする）

体育館西側・・・バスケットボール・バレーボール

自転車置き場・・女子ソフトテニス・吹奏楽・生活文化・美術

グランド端・・・野球・男子ソフトテニス

※整理整頓して自転車を置きましょう。

- 自転車の正しい乗り方やマナーを守りましょう。

→重い荷物を前かごに置くと不安定になり危険です。荷台に縛り付けましょう。

→学校内では安全確保のため、手押しで移動しましょう。（正門から）

- 学校・校区外へ行くときは、ヘルメットを必ず着用しましょう。
- 学校のヘルメットを使用した場合は、使用した次の日に必ず返却をしてください。顧問の指導のもと１F 教材室（会議室横）に返却します。

〇雨天時の校舎内使用について

・すべての階段は安全のため使用しません。
・バット・テニスラケット・ボールなどの用具は安全のため使用しません。（武道場を除く）
・必ず体育館シューズで行います。
・筋力トレーニングを中心に行い、ランニングは行いません。
・雨天時の練習場所割り当て（部活間で声をかけ合ってローテーション）

武道場・中央廊下等・・・ソフトテニス男女・野球部
体育館ギャラリー・・・・バスケ部男女・バレー部
多目的教室・・・・・・・使用する際、その都度話し合って決めます。

以上